高年齡労働者 処遇改善促進助成金

雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保を 推進する観点から、60歳から64歳までの 高年齢労働者の処遇の改善に向けて、 就業規則や労働協約の定めるところにより、 高年齢労働者に適用される賃金に関する 規定または賃金テーブルの増額改定に 取り組む事業主に助成されます。

対象事業主

以下の要件を満たしていることが必要

- ① 以下のAとBを算出・比較し、全体の減少率が 95%以上であることが確認できる事業主
- ② 就業規則や労働協約で 定めるところにより、賃 金規定等を増額改定し、 増額改定後の賃金規定 等を6か月以上運用して いる事業主
- ③ 増額改定前の賃金規定 等を6か月以上運用し ていた事業主
- ④ 支給申請日において増額改定後の賃金規定等を継続して運用している事業主



た賃金が支払われた日の属する月前6か月 間に算定対象労働者が受給した増額改定前 の賃金の額で算定した高年齢雇用継続基本 給付金の総額

賃金規定等改定の措置に基づき増額され

B おいて当該算定対象労働者が受給した増額 改定後の賃 金の額で算定した高年齢雇用 継続基本給付金の総額

賃金規定等を増額改定後、各支給対象期に



増額改定した賃した年度により以下の 助成率で支給金規定などを適用

助成率

年度

	AからBを引いた額に	
令和4年度 までの率	中小企業: 4/5	を乗じた額 (100円未満切捨)
	AからBを引いた額に	
令和5年度 以降の率	中小企業: 2/3 中小企業以外:1/2	を乗じた額 (100円未満切捨)

① 賃金規定等改定計画書に、算定対象労働者

対象労働者

- (高年齢雇用継続基本給付金を受給しているすべての労働者)として記載されている者。ただし、除外対象者は除きます。 (除外対象者/既に離職している者、続基本給付金の支給が終了した者、事業主または取締役の3親等以内の親族、算定対象労働者から除外した者、任意指定除外者)
- ② 文給申請口において、継続して文給対象事業主に雇用されている者。 ③ 増額改定した賃金規定等を適用されている者。

支給対象期の第1期から第4期まで (6か月ごと)の最大4回(2年間)

できます。

